

第2期太宰府市 子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月 策定
令和5年3月一部改訂

太宰府市

ごあいさつ

令和の時代となり、光栄なことに太宰府市は新元号発祥の地となりました。こうした誇りうる歴史や文化を活かし、次代を担う子どもたちとその保護者世代に夢と希望を与える教育、子育てを実現するため、今後も市民の皆様とともに最大限の力を尽くさなければなりません。

さて、現在のわが国や地域の状況を分析致しますと、依然として少子高齢化が進行しており、核家族化の進行、地域コミュニティ意識の希薄化、就労の多様化など、子育てを取り巻く社会環境もより困難さが増しております。

本市はこれまでも、子ども・子育て支援新制度のもと、全ての子育て家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、平成27年3月に「太宰府市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援を推進してまいりました。

子育て支援の推進は、本市にとりましても最優先課題の一つであり、とりわけ待機児童の解消は、喫緊の課題として、これまで小規模保育園を含む認可保育所の新設・増設など、全力を挙げて定員拡大に取り組んでまいりました。

また、就学児についても、保護者の働き方の多様化に伴うニーズの高まりに対応するため、太宰府南小、水城小に学童保育所を新設し、定員の確保に努めてまいりました。

こうした努力を続けてまいりましたが、近年更に、地域のつながりの希薄化等から、より身近な場で子育て家庭を支える仕組みが必要であることから、妊娠・出産を経て子育て期にわたるまでの切れ目のない支援の強化を図っていくことが求められております。

そうした中、「子どもの人権が最大限尊重され、子どもが健やかに育つことができる社会」、「親が安心して子どもを生き育てることができ、子育ての喜びや楽しさを実感しながら、親の能力や可能性を見出すことができる社会」の実現を目指して本計画書を策定致しました。

従来の「太宰府市子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぎ、これまで本市が推進してきた『親と子の「育ちあい」を支えるまちづくり』の基本理念を継承しながら、令和発祥の地にふさわしい本市ならではの教育、子育て実現に向け邁進してまいります。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました太宰府市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました市民の皆様にご心から感謝申し上げますとともに、これからの計画の推進にご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

太宰府市長

楠田大蔵



目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 第2期計画策定のポイント	1
3 計画の位置づけ	2
4 基本理念	3
5 計画の期間	3
6 計画の策定体制	4

第2章 本市の現状

1 太宰府市の現状	5
2 子育て支援の現状	10
3 アンケート調査からみた子育て家庭の状況	14
4 第1期計画の進捗	23

第3章 子ども・子育て支援サービス

1 子ども・子育て支援サービスの全体像	24
2 教育・保育提供区域の設定	25
3 保育の必要性の認定について	26
4 幼児教育・保育の量の見込みと確保の方策	27
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策	29
6 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	42
7 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	43
8 外国につながる幼児への支援・配慮	43
9 子育てのための施設等給付の円滑な実施の確保	43
10 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	44

第4章 新・放課後子ども総合プランに基づく太宰府市行動計画

1 概要	47
2 プランの内容	47

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進に向けた3つの連携	52
2 計画の推進に向けた役割	53

資料編

1	太宰府市第2期子ども・子育て支援事業計画策定の経緯.....	54
2	太宰府市子ども・子育て会議規則.....	56
3	太宰府市子ども・子育て会議委員名簿.....	57
4	子ども・子育て支援制度に関する用語定義.....	58

第 1 章 計画の概要



1 計画策定の背景と趣旨

子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築するため、国においては、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置により、新たな子ども・子育てのための包括的・一元的なシステムの構築についての検討が始まりました。平成24年には、「子ども・子育て関連3法」が制定され、新制度のもとで制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざし、市町村においては平成27年に子ども子育て支援事業計画を策定することとなりました。

本市においては、これまで「太宰府市次世代育成支援対策行動計画」（平成17年3月策定）、「太宰府市子ども子育て支援事業計画」（平成27年3月策定）に基づき、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを生み育てることができるよう、様々な子育て・子育て支援を推進してきました。

しかし、我が国における子育てをめぐる社会環境は依然厳しく、少子高齢化による家族形態の変化や地域コミュニティ意識の希薄化・就労形態の多様化などにより、子育てに対する不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、さらに女性の社会進出が進んでいることから、保育ニーズは年々増大しています。

このようなことから、国では平成29年に「子育て安心プラン」、平成30年には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、待機児童の解消や女性の就業率80%に向けた、保育、放課後児童クラブの拡充を図ることとされています。また、令和元年10月より、3～5歳までのすべての子どもと、0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、保育所・幼稚園・認定こども園の費用を無償化する措置が開始されます。

これらを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的として、「第2期太宰府市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 第2期計画策定のポイント

■子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

令和2年度を始期とする第2期計画の作成に向け、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日公表）の策定、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直し、幼児教育・保育の無償化の実施、その他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、子ども・子育て支援法に基づく改正された基本指針が示されています。

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正】

- (1) 「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記
- (2) 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記
- (3) その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正
- (4) 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う追記

3 計画の位置づけ

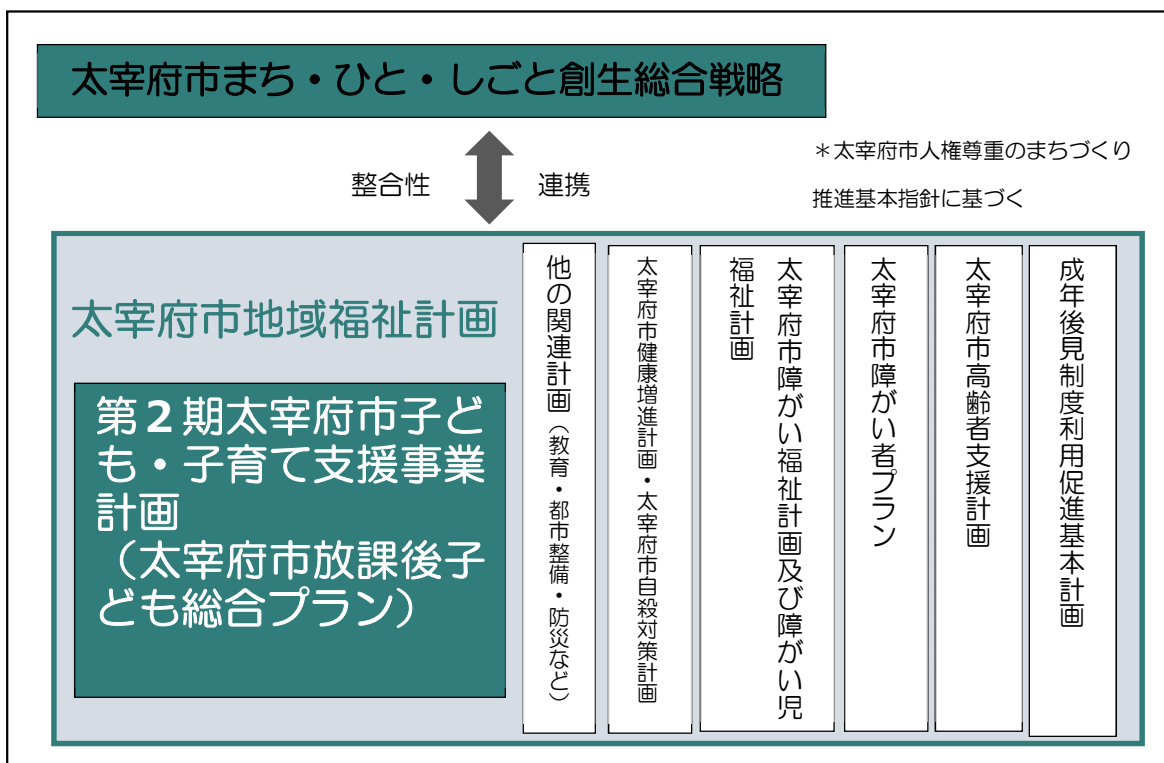
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。なお、「太宰府市放課後子ども総合プラン」についても、本計画の第4章に内包するものとします。

子ども・子育て支援法（抄）
 （市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

また、市の最上位計画である「総合計画」をはじめ、本計画の上位計画にあたる「地域福祉計画」、その他「高齢者支援計画」や「障がい福祉計画」・「障がい児福祉計画」等の福祉関連計画等と整合性を図りながら策定しました。なお、第5次総合計画の期間終了以降については、令和4年度に「太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のもと中間見直しを実施しました。

【計画の位置づけ】



【中間年度（令和4年度）に見直しを実施】



4 基本理念



親と子の「育ちあい」を支える まちづくり



第2期太宰府市子ども・子育て支援事業計画の理念は、これまでも児童及びその家庭に対する子育て支援施策を展開してきた「太宰府市次世代育成支援行動計画」、「太宰府市子ども子育て支援事業計画」の理念を継承するものとしします。

「子どもの人権が最大限尊重され、子どもが健やかに育つことができる社会」、「親が安心して子どもを生み育てることができ、子育ての喜びや楽しさを実感しながら、親の能力や可能性を見出すことができる社会」の実現を目指すことを目的として、家庭を中心に、行政、地域社会、学校、企業等が一体となり、子育てを社会全体で支援していくために、各施策を展開します。

5 計画の期間

本計画の期間については、令和2年度を開始初年度とし、令和6年度までの5年間とします。制度の改正などを踏まえ、目標の達成状況の評価、進捗状況の点検を行ない、令和6年度に計画の見直しをおこなうものとしします。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で効果的に実現するよう、利用状況や利用希望の必要に応じて、中間年度（令和4年度）に見直しを行う等弾力的な対応を図ります。

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
第1期子ども・子育て支援事業計画					第2期子ども・子育て支援事業計画				
					中間 見直し		計画 見直し		

6 計画の策定体制

(1) 太宰府市子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、その内容に市民や有識者、子育て支援関係者等の意見を反映させる必要があります。「保護者」、「事業者」、「学識経験者」などから構成される「太宰府市子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しています。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、住民のニーズや意識を盛り込む必要があります。そのため、太宰府市内に在住する就学前児童（0～5歳）のいる世帯と、小学校児童（小学1年生～6年生）のいる世帯を対象にその量的及び質的なニーズを把握するため、子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、その内容について広く市民の皆さんから意見をうかがうため、パブリックコメントを実施しました。実施期間については、以下のとおりです。

◆実施期間 令和2年1月14日～令和2年2月14日

第 2 章 本市の現状

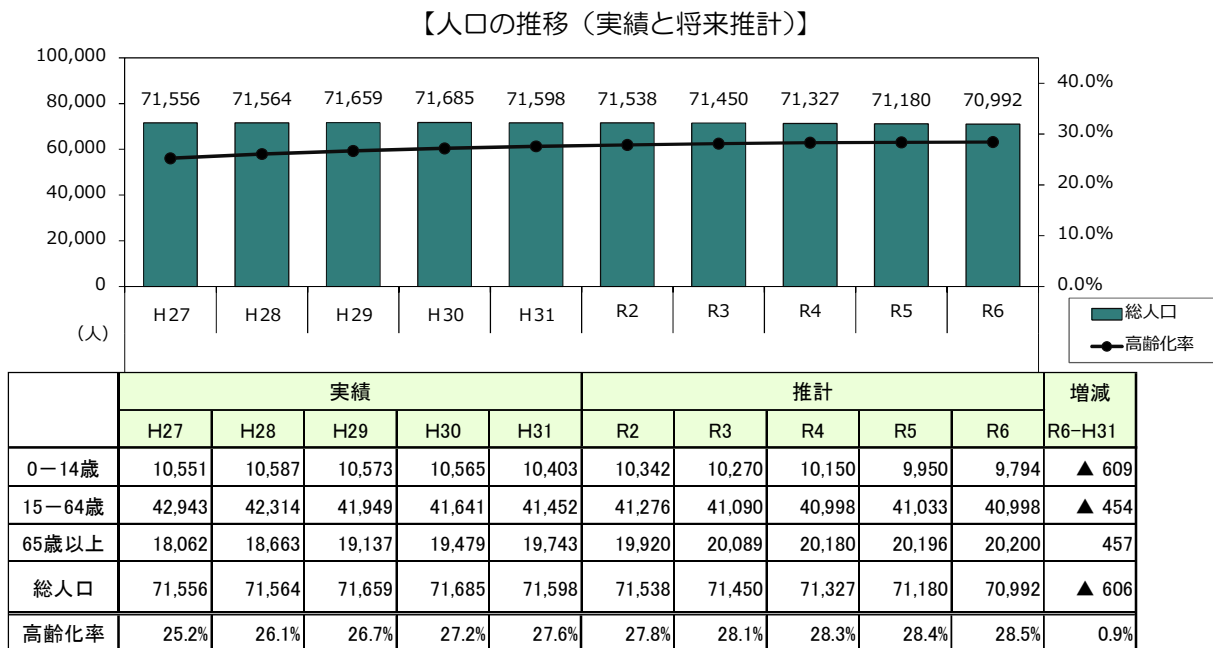


1 太宰府市の現状

(1) 人口の推移

本市の人口実績は、平成27年の71,556人から平成30年の71,685人まで増加傾向で推移しています。令和2年以降の人口推計は緩やかに減少していくと推計されています。

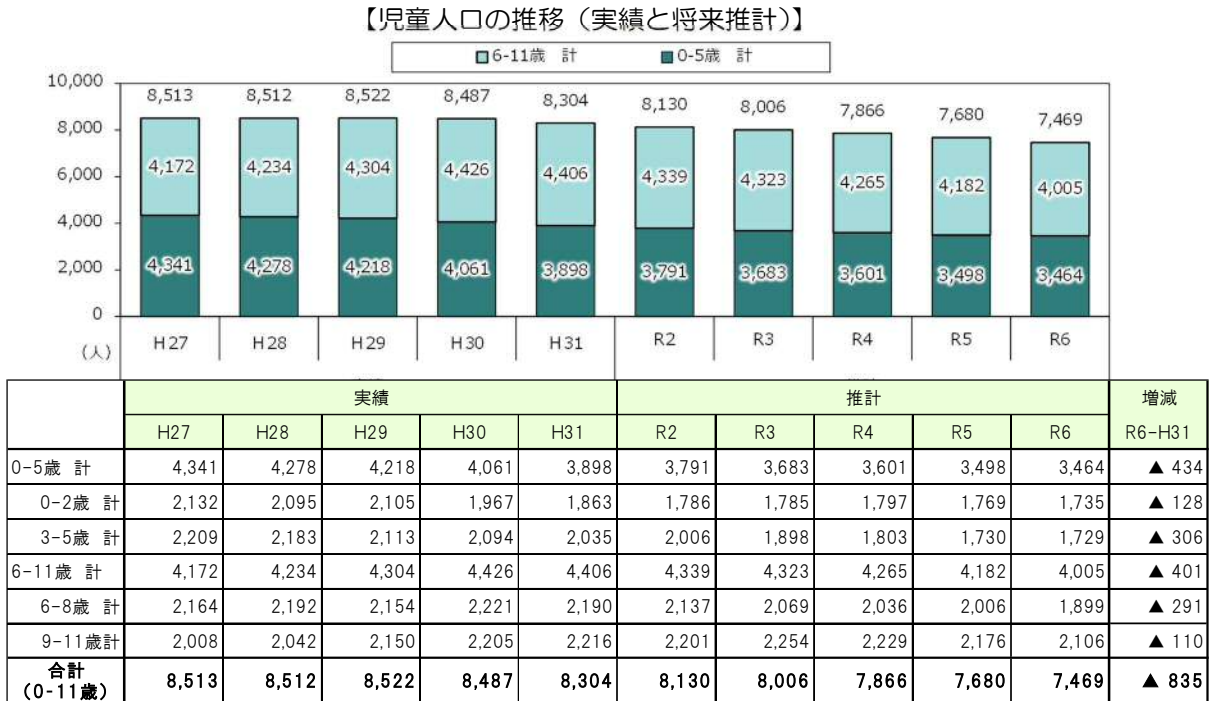
年齢3区分別の内訳をみると、年少人口（0～14歳）の減少が著しく、平成31～令和6年度の5年間で609人減少する見込みです。一方で高齢者人口（65歳以上）は平成31～令和6年度の5年間で約457人増加し、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は令和6年度に28.5%に達する見込みです。



資料：平成26～31年：住民基本台帳（3月末日現在）、
令和2～6年度：コーホート変化率法による推計値

(2) 児童人口の推移

児童人口の推移をみると、就学前児童（0～5歳）は、平成27年度から減少傾向で推移しており、平成31年度には4,000人を切って3,898人となり、令和6年度には3,464人となる見込みです。小学生児童（6～11歳）でも微減傾向が続き、令和6年度は4,005人となることが推測されています。



資料：平成26～31年：住民基本台帳（3月末日現在）、
令和2～6年度：コーホート変化率法による推計値

(3) 合計特殊出生率

本市の出生率は1.52と、福岡県、全国と比較して高くなっています。

【合計特殊出生率】

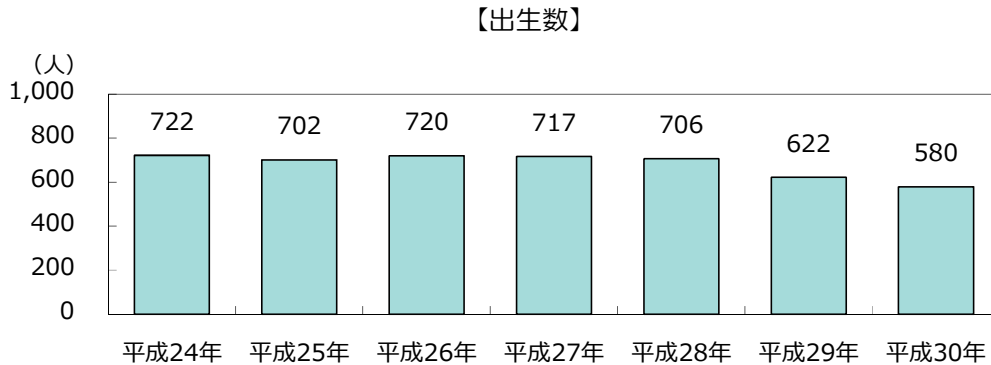
	全国	福岡県	太宰府市
平成20～24年	1.38	1.43	1.52

資料：人口動態統計保健所・市区町村別統計



(4) 出生数の推移

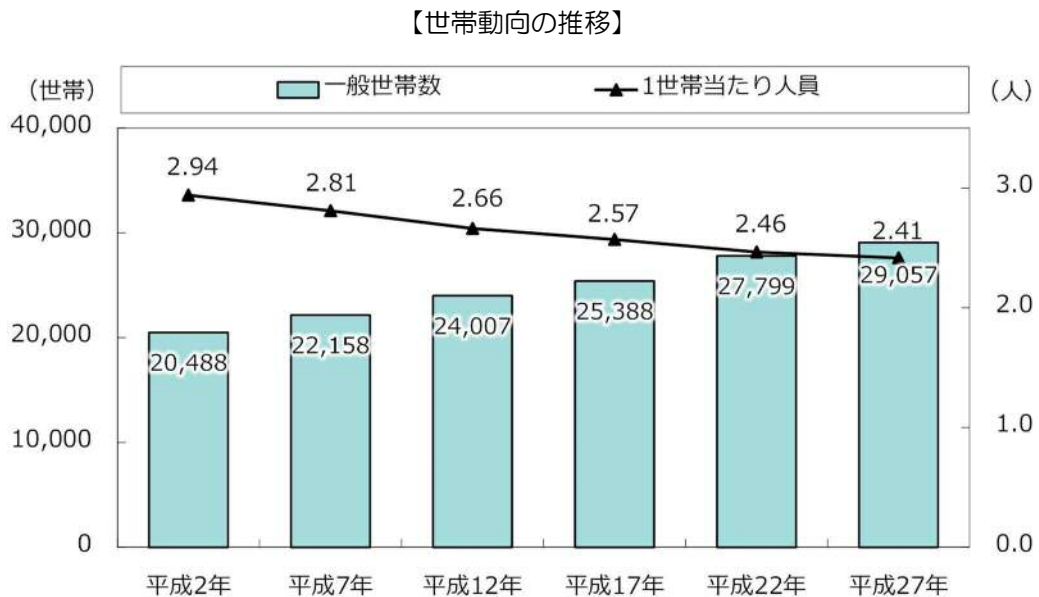
本市における出生数は、平成24年以降、概ね700人前後で推移していましたが、平成29年以降は700人を下回っており、平成30年では580人となっています。



資料：人口動態調査（各年1月1日～12月31日）

(5) 世帯動向の推移

本市の世帯数は増加傾向で推移しているものの、1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、平成27年では、29,057世帯、1世帯当たりの人員は2.41人となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日）

(6) 世帯類型の推移

世帯類型の推移をみると、平成17年から平成27年の10年間では、親族のみの世帯のうち核家族以外の世帯は減少しているものの、その他の世帯類型は増加しており、特に非親族を含む世帯、単独世帯が増えています。また、核家族世帯では、ひとり親世帯・夫婦のみ世帯の増加率が2割を超え高くなっています。

【世帯類型の推移】

(世帯)

	一般世帯数	親族のみの世帯					核家族以外の世帯	単独世帯	非親族を含む世帯
		核家族世帯	夫婦のみの世帯						
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども			
H7	22,158	14,381	4,013	8,777	203	1,388	2,493	5,252	32
H12	24,007	15,403	4,785	8,681	277	1,660	2,430	6,068	106
H17	25,388	16,284	5,379	8,755	281	1,869	2,372	6,593	139
H22	27,799	17,617	6,165	9,024	313	2,115	2,124	7,785	263
H27	29,057	18,577	6,561	9,346	347	2,323	1,753	8,493	226
増減(%) H27-H17	14.45	14.08	21.97	6.75	23.49	24.29	▲26.10	28.82	62.59

※一般世帯数には、世帯の家族類型「不詳」を含む。

※非親族を含む世帯とは、二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯。

資料：国勢調査（各年10月1日）

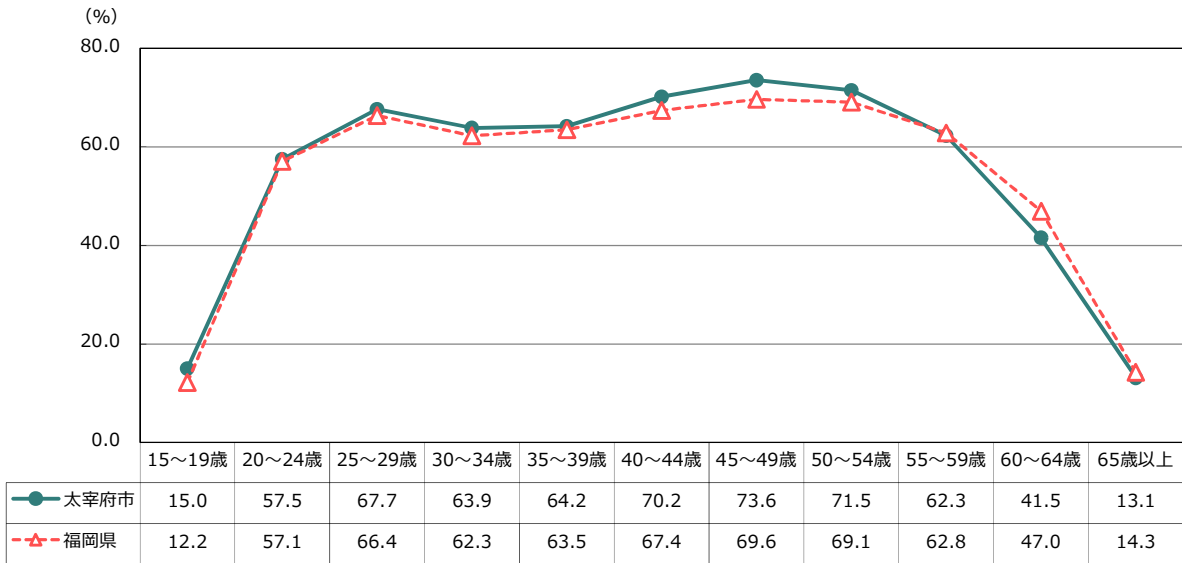


(7) 女性の年齢別就業率

平成27年の本市の女性の年齢別就業率をみると、40～44歳から50～54歳にかけて、70%前後で推移しています。これは、同年の福岡県の傾向と重なりますが、大部分の年齢層において、就業率が上回っています。

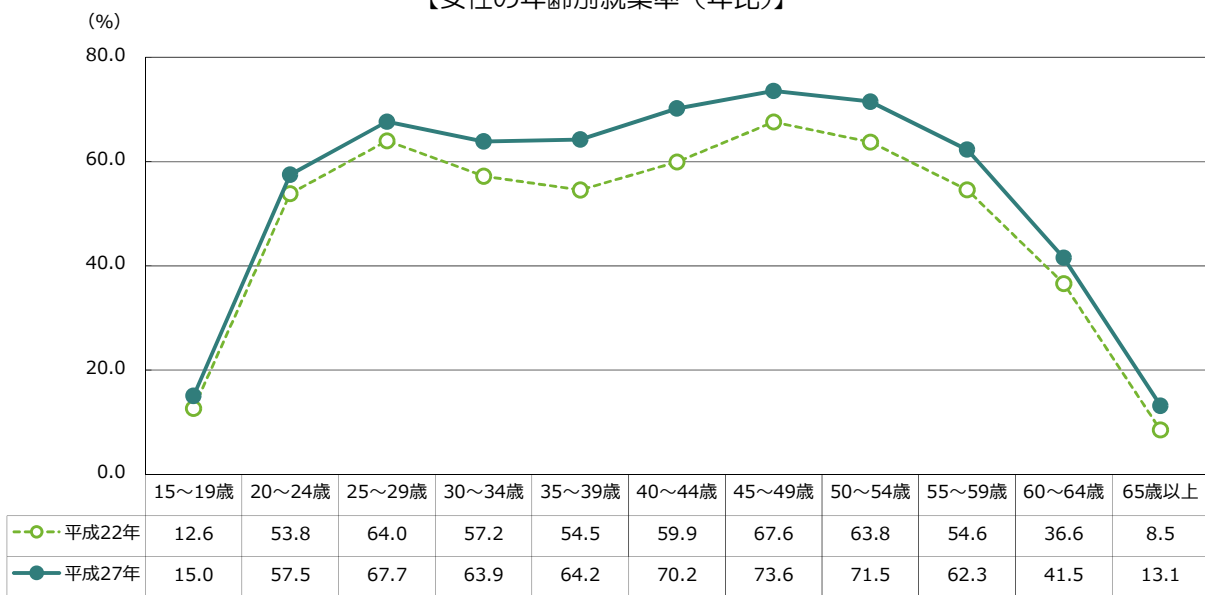
平成22年の結果と比較すると、大部分の年齢層において平成27年の就業率が上回っており、35～39歳、40～44歳では10ポイント以上の開きがあります。

【女性の年齢別就業率（県比）】



資料：国勢調査（平成27年10月1日）

【女性の年齢別就業率（年比）】



資料：国勢調査（各年10月1日）

2 子育て支援の現状

(1) 認可保育所（園）の状況

平成31年4月現在、本市には公立認可保育所が2園、私立認可保育所が11園あります。認可保育所の入所者数の合計は、平成26年度の1,149人から平成30年度の1,339人と年々増加となっています。

【認可保育所（園）の状況】

		2014(H26) 年度	2015(H27) 年度	2016(H28) 年度	2017(H29) 年度	2018(H30) 年度
保育所(園)数(か所)		10	10	10	10	12
定員(人)		1,108	1,238	1,268	1,268	1,348
入所 児童数 (人)	0歳	50	58	53	64	69
	1歳	184	199	199	208	233
	2歳	223	222	216	229	255
	計0~2歳	457	479	468	501	557
	3歳	230	256	248	242	263
	4歳	238	263	262	264	258
	5歳	224	247	256	254	261
	計3~5歳	692	766	766	760	782
計	1,149	1,245	1,234	1,261	1,339	
入所数/定員		103.7%	100.6%	97.3%	99.4%	99.3%

資料：福祉行政報告月報（各年4月1日）

【認可保育所（園）別の入所者数】

施設名	2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2018(H30)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度 定員数
ごじょう保育所	94	146	161	172	180	200
南保育所	80	76	80	73	73	90
保育所太宰府園	102	103	100	107	126	110
水城保育園	103	103	97	105	106	90
星ヶ丘保育園	140	148	149	152	151	150
筑紫保育園	134	137	120	116	125	128
おおざの保育園	127	125	116	120	112	110
都府楼保育園	111	110	113	110	101	110
こくぶ保育園	149	147	142	143	145	150
ゆたか保育園	108	147	152	160	155	150
すずらん保育園					14	18
水城青稜保育園					50	60
管外	1	3	4	3	1	
計	1,149	1,245	1,234	1,261	1,339	1,366

資料：福祉行政報告月報（各年4月1日）



(2) 幼稚園の状況

平成31年4月現在、本市には5園の私立幼稚園があり、公立幼稚園はありません。

平成30年度では874人が入園しており、定員に対する入園者の割合は68.8%と減少傾向となっています。

【幼稚園の状況】

		2014(H26) 年度	2015(H27) 年度	2016(H28) 年度	2017(H29) 年度	2018(H30) 年度
幼稚園数(か所)		5	5	5	5	5
定員(人)		1,270	1,270	1,270	1,270	1,270
園児数 (人)	3歳	298	292	252	278	246
	4歳	372	377	370	320	308
	5歳	405	367	390	335	320
	計	1,075	1,036	1,012	933	874
入園数/定員		84.6%	81.6%	79.7%	73.5%	68.8%

資料：学校基本調査（各年5月1日）

【幼稚園別の入園者数】

施設名	(人)					
	2014(H26) 年度	2015(H27) 年度	2016(H28) 年度	2017(H29) 年度	2018(H30) 年度	2019(H31) 年度 定員数
ちいさこべ幼稚園	165	151	154	149	147	240
水城幼稚園	308	300	280	263	238	320
二日市カトリック幼稚園	168	152	138	153	146	210
太宰府天満宮幼稚園	189	193	194	164	165	320
たかお幼稚園	245	240	246	204	178	180
計	1,075	1,036	1,012	933	874	1,270

資料：学校基本調査（各年5月1日）

(3) 保育所入所待機児童数の推移

本市の保育所入所待機児童数は、増減を繰り返しながら推移しています。また、年度初めの4月時点に比べて10月時点での待機児童数が増加しています。

【保育所入所待機児童数の推移】

(人)							
H27年4月 時点	H27年10月 時点	H28年4月 時点	H28年10月 時点	H29年4月 時点	H29年10月 時点	H30年4月 時点	H30年10月 時点
60	105	124	157	118	167	94	105

資料：保育所等利用待機児童数調査（各年4月・10月時点）

(4) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、平成31年4月現在、本市では17箇所あります。

通年での入所児童数は年々増加傾向で推移し平成31年度では779人となっており、これに伴い定員に対する入所児童数の割合も90.6%と過去最大となっています。

また、夏休みなどの長期休み期間中は、入所希望者が一気に増大するため、臨時的に空き教室を利用して定員を確保しています。

【放課後児童クラブの状況】

		2015(H27) 年度	2016(H28) 年度	2017(H29) 年度	2018(H30) 年度	2019(H31) 年度
放課後児童クラブ数(か所)		15	16	15	18	17
通常定員(人)		830	830	830	860	860
入所児童数 (人)	1年生	221	232	254	264	270
	2年生	194	203	198	206	255
	3年生	149	144	137	151	170
	計1～3年生	564	579	589	621	695
	4年生	45	52	65	65	61
	5年生	13	16	17	21	15
	6年生	4	4	5	6	8
	計4～6年生	62	72	87	92	84
計	626	651	676	713	779	
入所数/定員		75.4%	78.4%	81.4%	82.9%	90.6%

資料：保育児童課（各年度4月1日時点）



【放課後児童クラブ別通年利用者数：1～3年生】

(人)

施設名	2015(H27) 年度	2016(H28) 年度	2017(H29) 年度	2018(H30) 年度	2019(H31) 年度
太宰府第一学童	35	41	45	42	53
太宰府第二学童	14	13	16	18	24
太宰府東第一学童	34	24	32	33	45
太宰府東第二学童	19	13	18	21	26
太宰府南第一学童	36	31	29	22	42
太宰府南第二学童	45	43	13	28	27
太宰府南第三学童				0	0
水城第一学童	47	52	55	42	56
水城第二学童	33	53	51	41	41
水城第三学童				32	31
水城西第一学童	55	50	52	51	52
水城西第二学童	39	45	42	48	46
水城西第三学童	29	28	31	33	38
水城西第四学童				0	
太宰府西第一学童	57	50	57	57	57
太宰府西第二学童	38	40	42	50	52
国分第一学童	59	63	67	67	59
国分第二学童	24	33	39	36	46
国分第三学童		0			
計	564	579	589	621	695

【放課後児童クラブ別通年利用者数：4～6年生】

(人)

施設名	2015(H27) 年度	2016(H28) 年度	2017(H29) 年度	2018(H30) 年度	2019(H31) 年度
太宰府第一学童	2	4	8	7	2
太宰府第二学童	3	4	5	1	3
太宰府東第一学童	8	4	9	4	4
太宰府東第二学童	2	7	3	5	4
太宰府南第一学童	5	3	5	6	7
太宰府南第二学童	0	4	0	8	6
太宰府南第三学童				0	0
水城第一学童	8	13	18	8	10
水城第二学童	4	5	6	4	2
水城第三学童				5	4
水城西第一学童	5	6	7	10	14
水城西第二学童	5	5	4	6	2
水城西第三学童	3	2	3	3	3
水城西第四学童				0	
太宰府西第一学童	5	4	4	10	8
太宰府西第二学童	6	3	9	10	8
国分第一学童	3	3	2	3	3
国分第二学童	3	5	4	2	4
国分第三学童		0			
計	62	72	87	92	84

資料：保育児童課（各年度4月1日時点）

3 アンケート調査からみた子育て家庭の状況

本計画策定にあたる基礎資料として、子育て家庭の生活実態、教育・保育や子育て支援サービスの利用状況・利用意向、子ども・子育てに関する要望・意見等を把握するため、ニーズ調査を実施しました。

【子育てに関するアンケート調査の概要】

	就学前児童保護者用調査	小学生保護者用調査
調査対象者	就学前児童（0～5歳児） の保護者	小学1～6年生の保護者
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出	
調査方法	郵送配布一郵送回収	
標本数	1,500人	1,500人
有効回収数 （有効回収率）	712人（47.5%）	673人（44.9%）
調査期間	平成30年11月1日から平成30年11月14日まで	



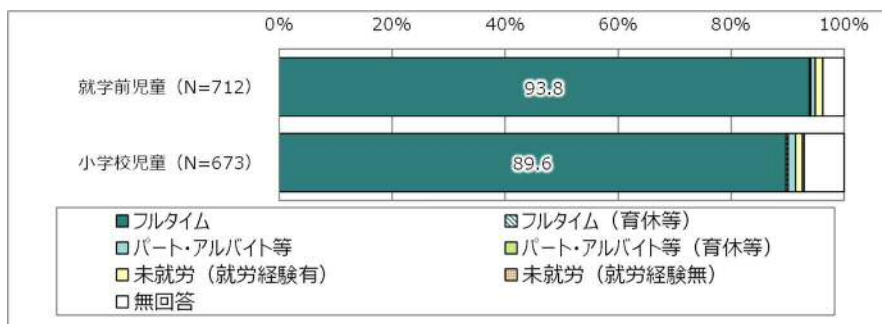
(1) 保護者の就労状況について

父親の就労状況についてみると、就学前・小学生ともに「フルタイムで就労している」が9割程度となっています。

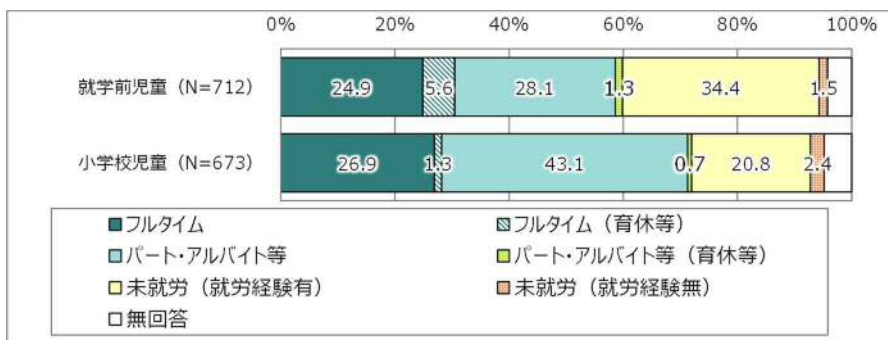
母親では、就学前・小学生ともに「フルタイムで就労している」が2割強となっており、『休暇中を含めて就労している（フルタイム・パート・アルバイト等）』は就学前では59.9%、小学生72.0%となっています。

就学前を前回調査と比較すると、『休暇中を含めて就労している（フルタイム・パート・アルバイト等）』は、平成30年度では59.9%、平成25年度では46.7%となっており、就労している人が増加しています。

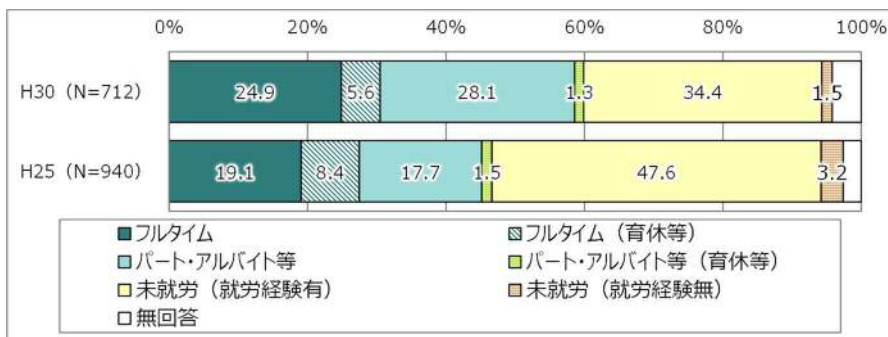
【父親の就労状況】



【母親の就労状況】



【母親の就労状況 (就学前) * 前回比較】



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用について

定期的な教育・保育事業の利用についてみると、全体の76.8%が「利用している」と回答しています。前回調査の56.7%よりも20.1ポイント増加しています。

現在利用している教育・保育事業としては、「認可保育園」(45.0%)、「幼稚園」(41.9%)が多くなっています。また、今後利用したいと考える教育・保育事業についても、「認可保育園」(55.3%)、「幼稚園」(53.1%)、「幼稚園の預かり保育」(36.7%)が多くなっています。

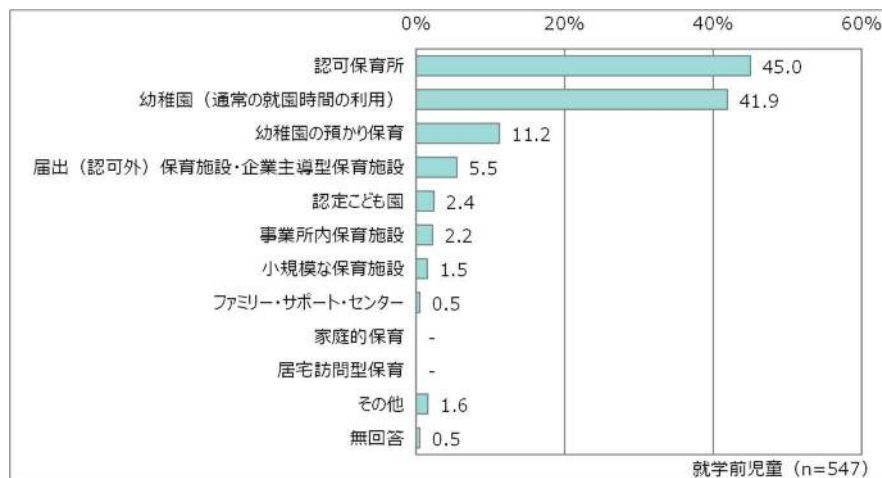
現在教育・保育事業を利用していない理由として、「子どもがまだ小さいため」が48.5%と最も多く、次いで「利用したいが、保育・教育事業に空きがない」(20.2%)、「利用する必要がない」(19.6%)となっています。

利用希望を持っている人が一定程度いることや、母親の就労増加の状況を踏まえると、教育・保育事業のニーズは今後さらに高まるものと考えられ、それに応じた教育・保育事業の充実が求められます。

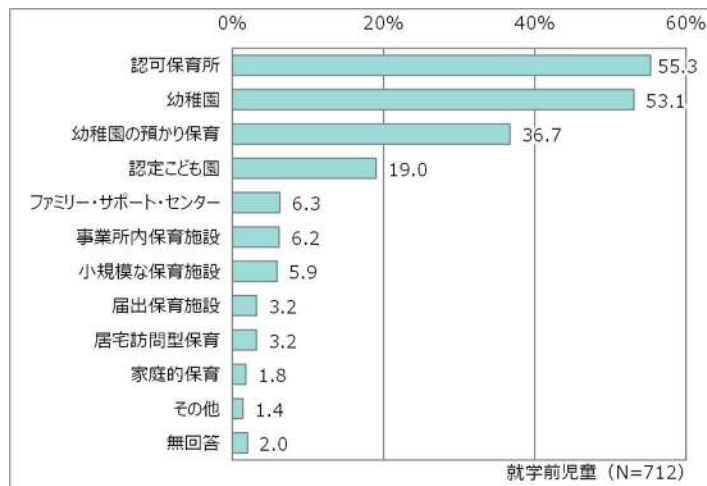
【平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前）*前回比較】



【現在利用している平日の定期的な教育・保育事業（就学前）】



【平日の定期的な教育・保育事業の利用意向（就学前）】



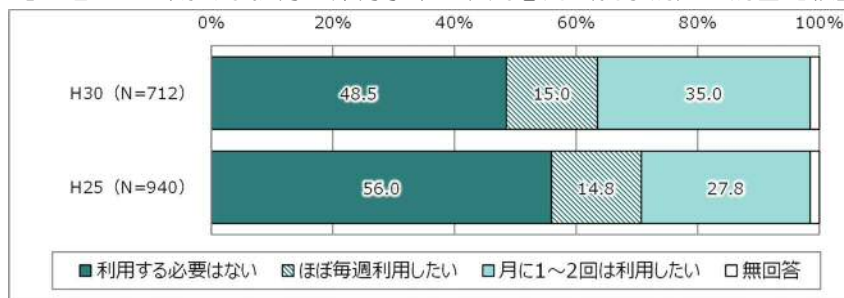


(3) 土曜・休日や長期休業期間中の教育・保育事業の利用について

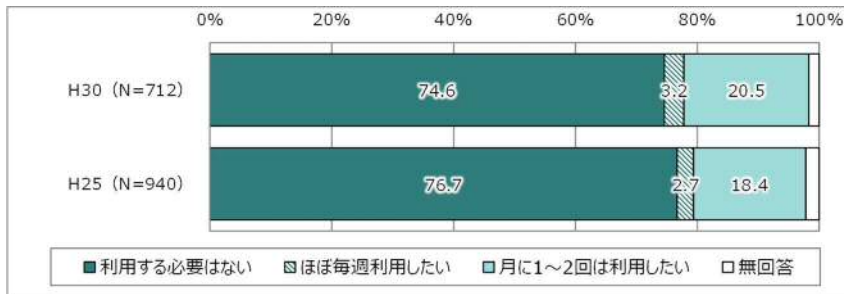
土曜・休日の教育・保育事業については、「ほぼ毎週利用したい」人が土曜で15.0%、日曜・祝日で3.2%となっています。前回調査と比較すると、土曜日の「月1~2回は利用したい」が7.2ポイント増加しており、土曜日に教育・保育事業を利用したい人が増加しています。

また、幼稚園利用者の長期休業期間中の教育・保育事業の利用については、『利用したい』計（「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」+「休みの期間中、週に数日利用したい」）は7割強となっています。また、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が前回調査から10.8ポイント増加しており、「休みの期間中、週に数日利用したい」の割合は同程度であることから、長期休暇中の利用意向は高くなっています。

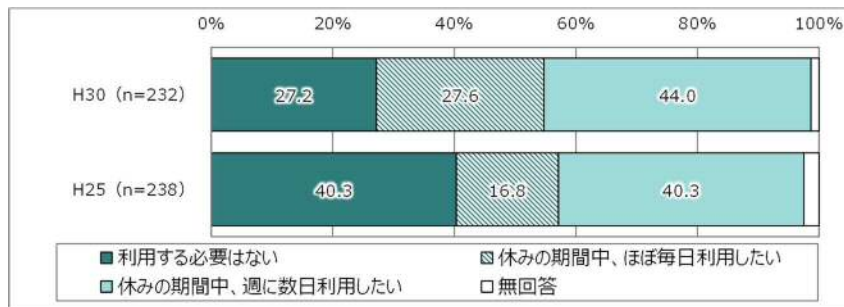
【土曜日の定期的な教育・保育事業の利用意向（就学前）*前回比較】



【日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向（就学前）*前回比較】



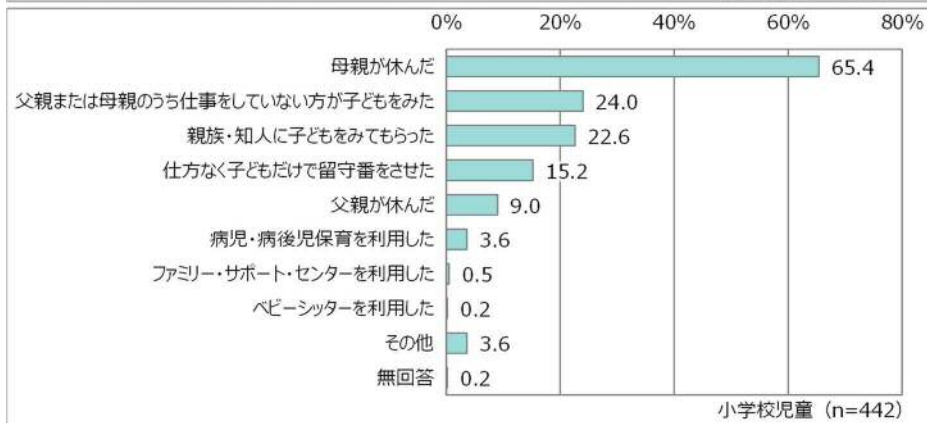
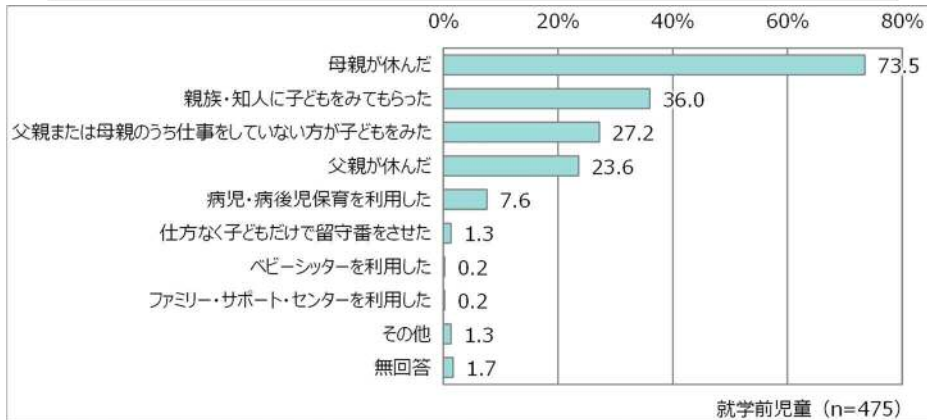
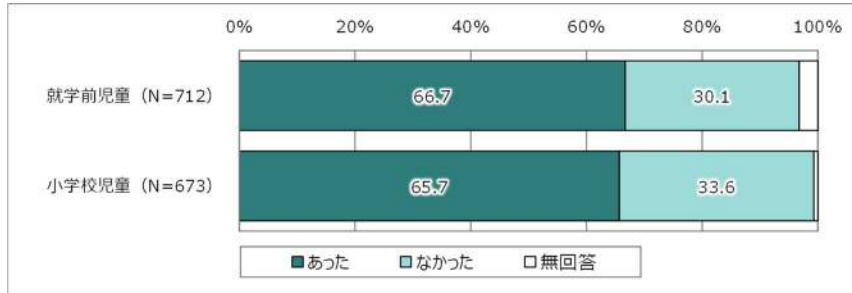
【長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用意向（就学前）*前回比較】



(4) 子どもが病気の際の対応について

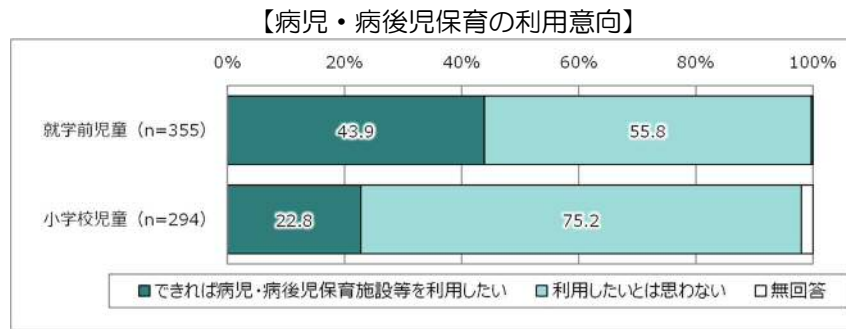
就学前・小学生では、子ども病気やケガで普段利用している事業が利用できなかったことが「あった」と7割弱が回答しており、その際の対応については、「母親が休んだ」と回答した人が多くなっています。

【病気やケガで平日の定期的な教育・保育事業が利用できなかったことの有無・対応】





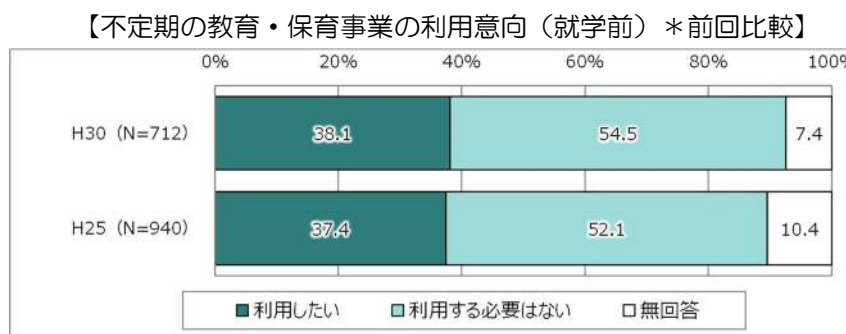
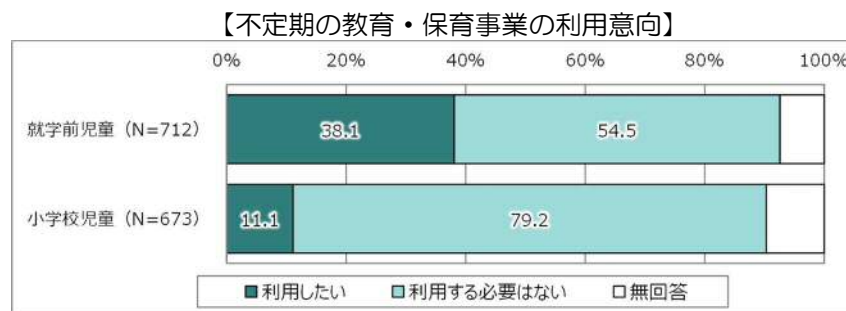
子どもが病気やケガの際の対応として父親や母親が休んだ人のうち、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思った人は、就学前 43.9%、小学生 22.8%となっています。一方、「利用したいとは思わない」理由としては、「特に利用する必要がない」が7割を超えて高く、次いで「親が仕事を休んで対応する方がいい」「病気の子どもを家族以外の人にみてもらうのは不安」が1割程度となっています。



(5) 不定期の教育・保育事業（一時保育）について

一時預かりなどの不定期の教育・保育事業の利用意向については、就学前・小学生ともに「利用する必要がない」の割合が「利用したい」に比べて高くなっています。就学前の「利用したい」と回答した人は4割弱と、前回結果と同程度の割合となっており、引き続き、事業の利用希望が求められています。

利用目的としては、「私用（買い物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事など）、リフレッシュ」の割合が最も高く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院など」となっています。

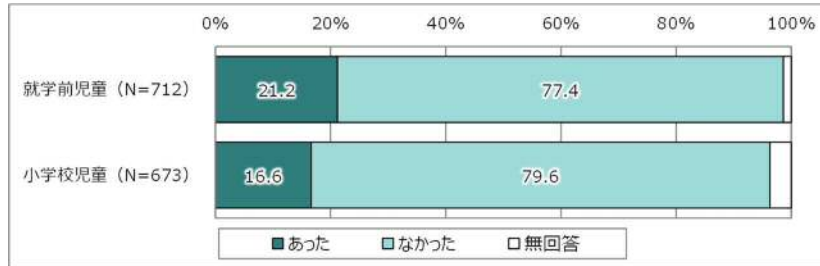


(6) 宿泊を伴う一時預かり（ショートステイ）について

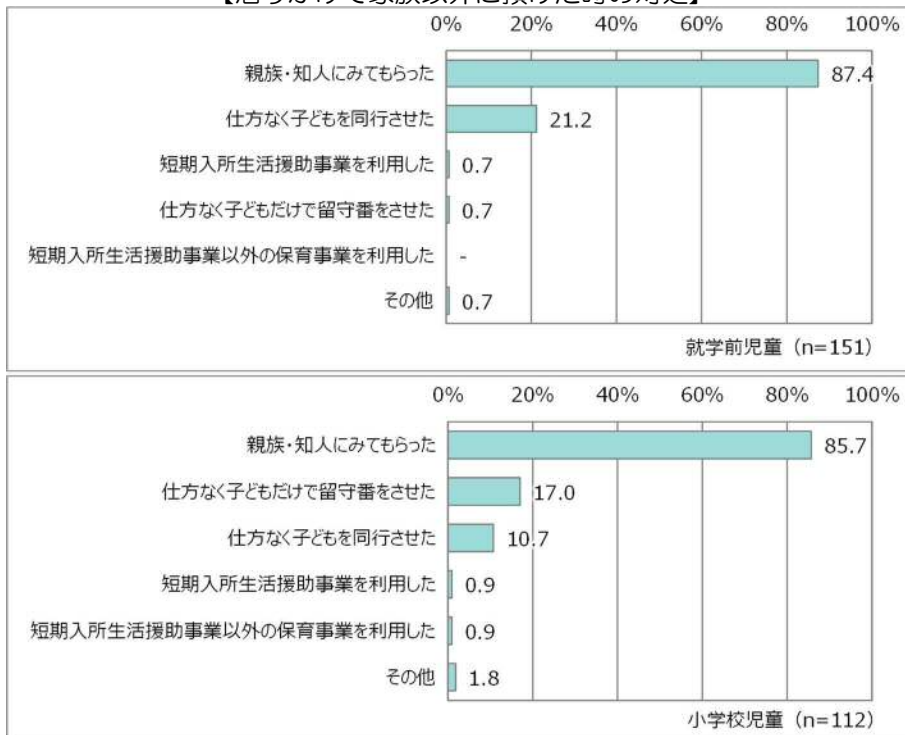
過去1年間に泊りがけで子どもを家族以外に預けなければならなかった経験が、就学前では2割強、小学生では2割弱となっています。

預けなければならなかった場合の対処方法としては、就学前・小学生ともに「親族・知人にみてもらった」が最も高く、次いで就学前では「仕方なく子どもを同行させた」、小学生では「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」となっています。

【この1年間の泊りがけで子どもを家族以外に預けなければならなかった経験】



【泊りがけで家族以外に預けた時の対処】





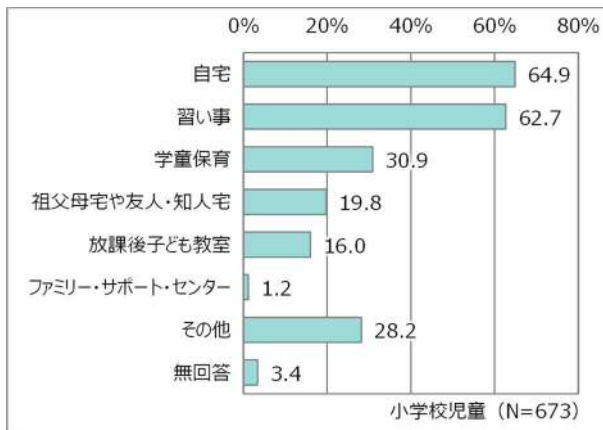
(7) 放課後児童健全育成事業（学童保育）等について

放課後過ごさせたい場所について、低学年、高学年ともに「自宅」・「習い事」の割合が高くなっています。

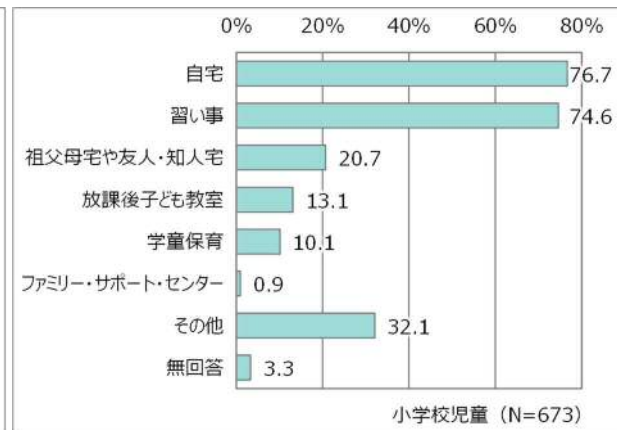
小学生の学童保育の利用状況については、「利用している」が16.8%となっており、そのうち、土曜日の『利用希望有り』（「低学年の間は利用したい」・「全学年で利用したい」計）は3割強、日曜・祝日の『利用希望有り』は1割弱と、土曜日の利用意向が高くなっています。

また、長期休暇中の学童保育の利用意向は全体で4割強と、夏休みなどの長期期間中での利用希望者が多くなっています。

【低学年（1～3年生）に過ごさせたい場所】



【高学年（4～6年生）に過ごさせたい場所】



【学童の利用状況】



【土曜日の学童の利用意向】



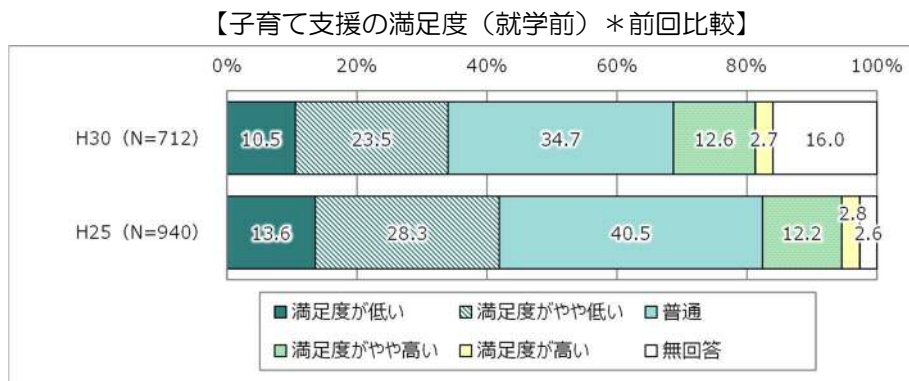
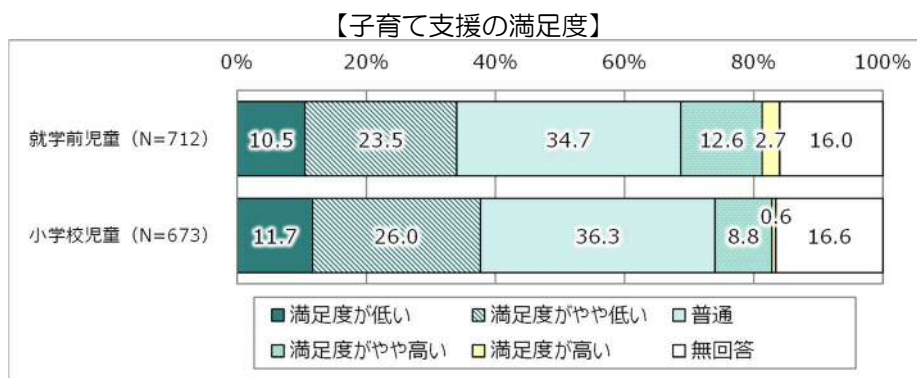
【長期休暇中の学童の利用意向】



(8) 子育ての満足度について

本市の子育ての満足度をみると、就学前・小学生ともに「満足度が低い」「満足度がやや低い」を合わせた『満足度が低い』計が、「満足度が高い」「満足度がやや高い」の『満足度が高い』計を上回っています。また、就学前を前回調査と比べると、『満足度が低い』計は平成 25 年度の 41.9%から、平成 30 年度の 34.0%と、7.9 ポイント減少していますが、今後も更なる子育て支援の充実が求められています。

また、子育て環境や支援への意見として、「中学校給食」開始を求める意見が 136 件と最も多く、次いで「経済的支援」に関する記述が 130 件、「公園の整備」や「遊び場の設置」など子どもの遊び場所に関する記述が 84 件と続いています。





4 第1期計画の進捗

平成30年度のニーズの見込みと実績を比較すると、「保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）」、「地域子育て支援拠点事業」、「ファミリー・サポート・センター事業」、「延長保育事業」、「病児・病後児保育事業」においては、当初計画の見込み量を上回る利用回数や利用申込等がありました。計画期間内に1施設増やした「病児・病後児保育事業」や、「地域子育て支援拠点事業」、「ファミリー・サポート・センター事業」、「延長保育事業」ではニーズに対応できたものの、「保育施設」においては、特に、0～2歳の待機児童が発生しています。

第1期計画期間においては、本市の重要な課題である待機児童解消に向けて、保育所の増改築や小規模保育施設の新設等を行ないました。また、平成28年度から実施している合同就職説明会では、多くの保育士等の採用に繋がっています。しかし、未だに職員は不足しており、質の高い保育実施のためにも十分な職員を確保する必要があります。

放課後児童クラブでは、通年利用の入所児童数の割合が年々増加傾向となっており、夏休み等の長期休暇のみ利用する児童と合わせると、事業所の定員を上回る児童数となることから、臨時的に空き教室を利用して定員を確保している現状です。今後も入所を希望する児童数は、1～3年生の低学年を中心に増加することが見込まれています。

さらに、授業中にじっとしてられない等の発達が気になる子どもが増えていることが近年指摘されており、特別支援学級に在籍する児童の増加が考えられることから、学校施設の利用・活用を検討する必要があります。また、このような発達に課題をもつ子どもや、家庭環境に問題がある子ども自身への個別の対応や支援に加えて、子どもの親に対する相談体制の充実に取り組まなければいけません。

女性の就労率は本市でも上昇しており、働く母親が増えています。家庭での家事や育児は、女性が主に担う風潮から女性の負担は増加することが予測され、教育・保育事業のニーズは今後さらに高まると考えられます。少子高齢化や核家族の進行からも、今後は家庭のみならず、地域における子ども・子育て支援施策の拡充し、各関係団体との連携を図り、子育て環境の整備を推進します。

第3章 子ども・子育て支援サービス

1 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て新制度では、市町村が保護者等に提供するサービスとして、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の二つに大別されます。

「子どものための教育・保育給付」は施設型給付と地域型保育給付が対象となっており、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村が独自に実施する各種事業が対象となっています。

これら二つの大きな違いとしては、「子どものための教育・保育給付」は、国が標準的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行なうのに対して、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行なう点にあります。

【子ども・子育て支援サービスの全体像】

子どものための教育・保育給付	地域子ども・子育て支援事業
<p>施設型給付</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定こども園 幼稚園 保育所 <p>地域型給付</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模保育事業 家庭的保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業 ファミリー・サポート・センター事業 子育て短期支援事業 延長保育事業 病児・病後児保育事業 放課後児童クラブ 妊婦健康診査事業 実費徴収に係る補足給付事業 多様な主体の参入促進事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【中間年度（令和4年度）に見直しを実施】



2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保の方策」を定めることとしています。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

国から示された教育・保育提供区域の考え方は、以下のとおりです。

- ・ 地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- ・ 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ・ 地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

◆ 教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項

ポイント 1 「事業量の調整単位として適切か」

- ・ 児童数や面積の規模
- ・ 区域ごとに事業量の見込みが可能か
- ・ 区域ごとに確保策を打ち出せるか

ポイント 2 「事業の利用実態を反映しているか」

- ・ 保護者の移動状況を踏まえているか
- ・ 区域内で事業のあっせんが可能か
- ・ 現在の事業の考え方と合っているか

(2) 本市の教育・保育提供区域について

市内全域を1つの区域として以下の理由から設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

- ・ 保育所については、自宅に近いという理由のほか、保護者の通勤経路等から選択することが考えられ、複数の区域を設定した場合、自宅のある地域と利用する保育所が一致しない場合が予想されます。
- ・ 区域を複数設けた場合、保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり、区域をまたいで利用する際の手続き等が生じ、利用者・事業所・市すべてに負担が発生します。

3 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性（法第 19 条）に応じた認定を受けることが必要となっています。

市町村は、保護者の申請を受け、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく 3 つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

【認定区分の類型】

認定区分	対象となる子ども
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子ども（2号認定を除く）
2号認定 (3歳以上保育認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
3号認定 (3歳未満保育認定)	満3歳未満の子どもで「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

【認定区分による施設・事業の利用区分】

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	▲	×
	保育所	▲	○	○
地域型	小規模保育	▲	▲	○
	家庭的保育	▲	▲	○
	居宅訪問型保育	▲	▲	○
	事業所内保育	▲	▲	○

○：利用可能、×：利用不可、▲：特例給付による利用



4 幼児教育・保育の量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保の方策」を定めることとしています。「量の見込み」については、「利用希望に対応する確保方策（施設整備等）を実施しても、実際の利用がなければ、事業実施者に損失を生じさせてしまう可能性もあること」「計画終了年度までに実現すべき数値目標として妥当な水準とし、計画としての実効性をもたせる必要があること」「予算上の制約もあること」などの理由から、国の「量の見込み算出のためのワークシート」の算出結果が現状と比べ乖離している項目については、現実的な利用希望となっているのかの検証、必要な補正を行ない見込量の設定を行っています。

本市では、市全体を1つの教育・保育提供区域とし、利用の実績やニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込みと確保の内容」や「確保の方策」をまとめました。

(1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

【事業内容】

- ・認可保育所・認定こども園（保育認定）・地域型保育施設は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設です。
- ・本市には、令和4年4月1日現在、認可保育所10園（合計定員1,298人）、認定こども園1園（合計定員85人）、小規模保育施設4園（合計定員74人）、企業主導型保育園6園（地域枠合計定員（最大）119人）があります。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人）	令和元年度 （実績）	令和2年度 （実績）	令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	1,670	1,710	1,741	1,723	1,738	1,748
2号認定	844	885	880	868	857	872
3号認定（0歳）	245	243	249	244	252	258
3号認定（1・2歳）	581	582	612	611	629	618
B. 提供数（定員）		1,526	1,538	1,576	1,718	1,748
2号認定		753	753	732	804	834
3号認定（0歳）		214	218	226	248	248
3号認定（1・2歳）		476	482	499	547	547
企業主導型地域枠（最大）		83	85	119	119	119
差（B-A）		△184	△203	△147	△20	0

【確保の方策】

- ・令和2年度以降の量の見込みと提供数を比較すると、就学前人口の減少は予想されるものの、全国的に保育所利用率が高まっていることから、本市でも量の見込みが上まわることが見込まれます。そのため既存の保育所の増改築や、企業主導型保育園における地域枠の確保等に努め、令和6年度には提供数の達成を見込みます。
- ・全国的に課題となっている保育士の確保については、本市においても重要な課題であることから、平成28年度より市内認可保育所（園）合同就職説明会を開催し、保育士の確保に努めています。保育士確保のためには、実際にそこで働く保育士の処遇制度や労働環境などの面から事業所の雇用管理を改善し、採用と定着を向上させていくことが重要です。そのため公定価格における処遇改善を図っていくとともに、市独自の助成についても検討を行ない、保育士が長く働きたいと思える職場の環境づくりを支援するため、認可保育所（園）との連携に努めます。

【中間年度（令和4年度）に見直しを実施】

（2）特定教育施設（幼稚園・認定こども園）

【事業内容】

- ・幼稚園は、保護者の就労状況に関わらず、3歳から入園することができます。年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。
- ・本市には令和元年度現在、幼稚園5園（合計定員1,270人）があります。
- ・認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行なう施設で、本市にはこれまで該当する施設はありませんでしたが、令和4年度から認可保育所1か所が（教育認定1号認定枠：合計定員15人）提供を開始しました。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人）	令和元年度 （実績）	令和2年度 （実績）	令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	918	912	880	826	809	809
B. 提供数（定員）	1,314	1,326	1,316	1,327	1,340	1,340
差（B-A）	396	414	436	501	531	531

【確保の方策】

- ・量の見込みと提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、量の見込み以上の提供数となることから、十分な対応が可能です。しかし、今後、幼稚園から認定こども園への移行が行われ提供数が変更になった場合は、適宜見直しを行ないます。

【中間年度（令和4年度）に見直しを実施】



5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援法で、地域子ども・子育て支援事業として位置付けられている13事業について、4節「幼児教育・保育の量の見込みと確保の方策」と同様に、アンケート調査の結果や事業の実績値等を基に量の見込みを算定し、それに対応した確保の方策を設定しました。

(1) 時間外保育事業

【事業内容】

・認可保育所等において、通常の利用時間に加えて延長して、保育を実施する事業です。

【実施状況】

・本市では、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する延長保育事業として実施しており、令和4年度現在、認可保育所10園、認定こども園1園、小規模保育施設4園で実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	821	730	766	804	844	886
B. 確保の内容	1,385	1,443	1,453	1,457	1,599	1,629
差(B-A)	564	713	687	653	755	743

【確保の方策】

・量の見込みと確保の内容を比較すると、令和2年～6年度の計画期間において、量の見込み以上を確保できることから、十分な対応が可能です。

【中間年度（令和4年度）に見直しを実施】

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に専用施設や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び、及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【実施状況】

- 本市には令和4年度現在、市内7小学校全てにおいて設置されており、18箇所（合計定員900人）で運営を行なっています。また、運営に関しては、指定管理者制度を導入しています。
- 近年の入所希望者は、特に、低学年（1～3年生）における高いニーズと、高学年になっても在籍する傾向があります。
- 通年の利用においては、一部の小学校で申込者数が増加しています。また、夏休みなど長期休み期間中は入所希望者が一気に増大するため、臨時的に空き教室を利用し定員を確保しています。
- 学校施設の活用については、学校現場における特別支援学級の増加などにより、今後は教室の借用が困難な状況です。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人）	令和元年度 （実績）	令和2年度 （実績）	令和3年度 （実績）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	851	742	805	850	837	794
1年生	278	248	288	297	293	277
2年生	268	221	218	281	277	262
3年生	178	172	172	187	184	175
4年生	84	76	87	62	60	58
5年生	31	22	30	15	15	14
6年生	12	3	10	8	8	8
B. 提供数（定員）		860	900	900	900	900
差（B-A）		118	95	50	63	106

【確保の方策】

- 太宰府市では現在、入所受付期限内における通年入所者の待機児童は発生していませんが、ニーズ量は増加傾向で推移しています。また、定員確保に向け、図工室、生活科室、ランチルーム、多目的室や余裕教室などの学校施設の活用について、市長部局と教育委員会との連携を図ります。
- 老朽化している施設については、計画的な建て替えを検討し、ニーズに即した定員確保に努めます。

【中間年度（令和4年度）に見直しを実施】



(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【事業内容】

- 様々な理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。
- ショートステイ（宿泊可）は、保護者が疾病やその他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、市が指定する児童福祉施設等において一定期間の範囲内で児童の養育を行います。
- トワイライトステイ（宿泊不可）は、保護者が仕事等の理由により、平日の夜間または休日に不在となる場合に、市が指定する児童福祉施設等において、児童を通所させ、生活指導や食事の提供を行います。

【実施状況】

- 本市では令和元年度現在、大刀洗町の事業所 1 か所と契約を締結し事業を行っています。（2 歳以上から 18 歳未満が利用可能）

【量の見込みと確保の内容】（ショートステイ）

（単位：延べ回数）	令和元年度 （実績）	令和2年度 （実績）	令和3年度 （実績）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	0	0	0	9	9	9
B. 確保の内容	0	0	0	9	9	9
差（B-A）	0	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保の内容】（トワイライトステイ）

（単位：延べ回数）	令和元年度 （実績）	令和2年度 （実績）	令和3年度 （実績）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	0	0	0	9	8	8
B. 確保の内容	0	0	0	9	8	8
差（B-A）	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 量の見込みと確保の内容を比較すると、令和2年～6年度の計画期間において、量の見込みと同数を確保できることから、十分な対応が可能です。
- 2歳未満の児童の利用に対応するために、その他の乳児園との契約を推進します。
- 保育所、幼稚園、学校、民生委員児童委員、児童相談所、医療機関、地域住民と連携し、情報収集を行なうとともに、利用可能数の確保を行ないます。
- より利用がしやすくなるように、福岡児童相談所、他の事業所との契約締結を検討し、里親等と連携するとともに、サービスを提供できるよう検討します。

【中間年度（令和4年度）に見直しを実施】

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

- ・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行なう場所を開設し、遊びの広場や講座、子育てサークル・団体への支援、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行なう事業です。

【実施状況】

- ・本市では令和4年度現在、認可保育所3園、子育て支援センターにて事業を行っています。
- ・子育てに関する相談を受けるとともに、子育てサロン、子育て広場、出前保育、子育て講座等を開催し、親子が交流しながら楽しく過ごせる場を提供しました。また、子育てに関する情報提供を行ない、子育てサークルや団体との連携を図っています。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：月当たり延べ利用回数)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	2,036	1,033	604	1,000	2,000	2,000
B. 確保の内容	2,036	1,033	604	1,000	2,000	2,000
差(B-A)	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

- ・量の見込みと確保の内容を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、量の見込みと同数を確保できていることから、十分な対応が可能です。
- ・引き続き、地域における子育て支援の充実に努め、地域の子育てグループ等を支援し、自主的な活動の拡充を図るとともに、関係機関を含めたネットワークづくりを推進します。
- ・令和3年に開設した子育て世代包括支援センターと併せて、更なる周知を図ります。
【中間年度(令和4年度)に見直しを実施】



(5) 一時預かり事業

【事業内容】

- ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行なう事業です。
- ・量の見込みは、「幼稚園児を対象とした一時預かり（預かり保育）」と「それ以外（保育所での一時預かり等）」に分けて算出することとされています。

①一時預かり事業（幼稚園型）

【事業内容】

- ・幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

【実施状況】

- ・本市では令和元年度現在、幼稚園 5 園で実施しています。また、令和 4 年度からは認定こども園も実施に加わりました。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：延べ回数)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	18,946	17,507	19,528	25,958	25,958	25,958
B. 確保の内容	33,451	33,369	33,540	38,544	38,544	38,544
差 (B-A)	14,505	15,862	14,012	12,586	12,586	12,586

【確保の方策】

- ・量の見込みと確保の内容を比較すると、令和 2～6 年度の計画期間において、量の見込み以上を確保できていることから、十分な対応が可能です。

【中間年度（令和 4 年度）に見直しを実施】

②一時預かり事業（幼稚園型を除く）

【事業内容】

- ・病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について、保育所等で一時的に預かる事業です。

【実施状況】

- ・本市では令和4年度現在、認可保育所4園で実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：延べ回数）	令和元年度 （実績）	令和2年度 （実績）	令和3年度 （実績）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	2,647	2,321	2,481	2,655	2,841	3,040
B. 確保の内容	6,090	4,727	5,543	5,543	5,543	5,543
差（B-A）	3,443	2,406	3,062	2,888	2,702	2,503

【確保の方策】

- ・量の見込みと確保の内容を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、量の見込み以上を確保できていることから、十分な対応が可能です。今後、計画期間においてニーズが高まった場合は、ニーズ量確保のための整備に努めます。

【中間年度（令和4年度）に見直しを実施】



(6) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

- ・保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行なう事業です。

【実施状況】

- ・本市では平成28年度に1施設増加し、令和元年度現在、2施設で実施しています。
- ・県を中心とした広域利用についても、検討が行われています。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	468	167	378	400	400	400
B. 確保の内容	1,928	1,928	1,928	1,928	1,928	1,928
差(B-A)	1,460	1,761	1,550	1,528	1,528	1,528

【確保の方策】

- ・量の見込みと確保の内容を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、量の見込み以上の確保の内容があることから、今後も2施設での対応が可能です。
- ・また、一時的に利用者が多くて対応できない場合は、他市町村の同様の施設等が活用できます。
- ・ファミリー・サポート・センター事業における病児・緊急対応強化事業では、令和4年度以降、別途50人（年間延べ定員数）を確保しています。

【中間年度（令和4年度）に見直しを実施】

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業内容】

- ・乳幼児や小学生の子どもをもつ子育て中の保護者を対象として、子育ての手助けをしてほしい人と手助けをしたい人がそれぞれ会員となり、地域の中で育児の相互援助活動をしていく事業です。

【実施状況】

- ・原則、子どもの預かり場所は援助会員の自宅、もしくは出張託児とする依頼会員宅の2箇所です。
- ・おねがい会員（依頼会員）の人数に対して、おたすけ会員（援助会員）の人数が少ないことや、地域によって会員数に偏りがあります。

【ファミリー・サポート・センター事業の会員数】

(人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ファミリー・サポート・センター	おねがい会員	547	601	617	633
	おたすけ会員	108	103	93	92
	どっちも会員	51	54	54	57
緊急サポート	おねがい会員	375	444	472	520
	おたすけ会員	52	53	50	51
	どっちも会員	25	30	31	35

資料：太宰府市子育て支援センター

【量の見込みと確保の内容】

(単位：延べ回数)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	99	24	86	110	110	110
B. 確保の内容	99	24	86	110	110	110
差 (B-A)	0	0	0	0	0	0

※就学前児童分は「一時預かり事業」参照

【確保の方策】

- ・量の見込みと確保の内容を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、量の見込みと同数を確保できていることから、十分な対応が可能です。
- ・引き続き会員登録講習会を開催し、援助できる会員数増加に努めます。また、本市で行っている緊急サポート事業も活用できます。
- ・依頼会員と援助会員の双方が利用しやすい体制づくりのために、地域子育て支援拠点や、共同利用施設等の安全が確保される場所での委託も検討します。

【中間年度（令和4年度）に見直しを実施】



(8) 利用者支援事業

【事業内容】

- ・子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行なうとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
- ・市役所、子育て世代包括支援センターが本事業を担っています。

【実施状況】

- ・利用者支援事業の基本型と、母子保健型を一体的に実施するため、「子育て世代包括支援センター」を開設しました。
- ・子育て世代包括支援センターにおいては、職員体制の充実、専門職の確保、相談室の整備等、きめ細やかなサポートを行なうための体制の充実が課題となっています。

【実施計画】

(単位：箇所)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型・特定型	0	1	1	1	1	1
母子保健型	0	1	1	1	1	1

【中間年度（令和4年度）に見直しを実施】

(9) 妊婦健康診査事業

【事業内容】

- ・妊婦及び胎児の健康の保持及び増進を図るため、妊娠期間中の適時に、必要に応じた健診・検査を勧奨し、健診・検査に要する費用の一部を助成する事業です。

【実施状況】

- ・平成 19 年度までは妊婦健康診査の補助券は 1 人に対して 2 回分でしたが、令和元年度現在では 14 回分交付しています。
- ・平成 30 年度から初期検査に血糖検査を追加し、令和 4 年度からは超音波検査を 2 回から 3 回にしました。
- ・県外での妊婦健康診査には、健診費用の償還払いを実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：延べ回数)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績)	令和 3 年度 (実績)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
A. 量の見込み	7,244	6,606	5,630	5,820	5,520	5,244
B. 確保の内容	7,244	6,606	5,630	5,820	5,520	5,244
差 (B-A)	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

- ・量の見込みと確保の内容を比較すると、令和 2～6 年度の計画期間において、量の見込みと同数を確保できていることから、十分な対応が可能です。
- ・妊婦の健康の保持増進、安心・安全な妊娠・出産の助けになるように、助成内容の検討を行ないながら、継続して事業を実施していきます。

【中間年度（令和 4 年度）に見直しを実施】



(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

- ・生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に、保健師・助産師・保育士が訪問し、保護者の健康状態、乳児の発育・疾病予防等について指導助言を実施します。また、状況に応じて子育てに関する情報提供を行ない、必要なサービスにつなぐ事業です。

【実施状況】

- ・出生数の減少に伴い実施数は減っていますが、対象となるほぼ全数に訪問できています。また、訪問実施に至らなかった場合でも、電話や乳幼児健康診査、その他の事業や、医療機関との連携により、全数の状況を把握しています。
- ・一方で、家族背景が複雑な家庭や、行政からの介入の受け入れを拒否する家庭、対象の乳児に問題は無いがそれ以外の家族に介入を要する家庭等、訪問困難ケースが増加しています。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	718	562	521	506	491	476
B. 確保の内容	718	562	521	506	491	476
差 (B-A)	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

- ・量の見込みと確保の内容を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、量の見込みと同数を確保できていることから、十分な対応が可能です。
- ・生後4か月までの乳児がいる家庭の母子の保健事業や子育て支援事業への参加が増えていることから、知識・情報の普及や孤立化防止につながっていると考えられます。今後も継続して事業を展開し、乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や支援を要する家庭の把握を行ないます。

【中間年度（令和4年度）に見直しを実施】

(11) 養育支援訪問事業

【事業内容】

- ・母子健康手帳の交付や乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、20歳未満の養育者・産後うつ・育児ノイローゼなど、妊娠や子育てに対して不安を抱えている人や周囲からの支援が得にくい世帯、支援を必要とする妊婦や世帯に対して、助産師・保健師・保育士が訪問し、相談や支援を行なう事業です。

【実施状況】

- ・妊娠期からの介入や医療機関からの情報提供等により、乳児家庭全戸訪問よりも前に妊婦訪問や新生児訪問（産後1か月未満）を実施する家庭が増加しています。また、早期から訪問を開始することで、一世帯に対し複数回訪問することも増えています。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：世帯)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	25	28	37	30	30	30
B. 確保の内容	25	28	37	30	30	30
差(B-A)	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

- ・量の見込みと確保の内容を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、量の見込みと同数を確保できていることから、十分な対応が可能です。
- ・育児に困難感を抱えたケースは依然として多いことが考えられるため、心身共に不安定になりやすい妊娠期の早期から関わり、切れ目のない支援を心がけます。
- ・様々な事情により、地域社会から孤立しがちな家庭については、関係機関から情報収集を行い、家庭の養育状況の把握に努めます。

【中間年度（令和4年度）に見直しを実施】



(12) 実費徴収に係る補足給付を行なう事業

- ・保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
- ・令和元年10月から子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園の副食費徴収に係る補足給付事業を実施しました。今後も、国の動向に応じて、助成の実施を検討していきます。

年度	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度	令和6年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施

【中間年度（令和4年度）に見直しを実施】

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- ・特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。
- ・事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします。

(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

- ・児童虐待発生防止や早期発見・早期対応を目的として、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能・連携強化と所属する職員の一層の資質向上を図るための事業です。

【中間年度（令和4年度）に見直しを実施】

6 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及及び推進

- ・認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。平成 27 年より開始された子ども・子育て支援制度では、認定こども園法が改正され、認可手続きの簡素化等により、幼稚園・保育所からの移行が促進される仕組みとなっています。
- ・今後認定こども園への移行や新たな参入の申請が行われた場合は、申請状況及びニーズ量等を勘案しながら、地域の実情や希望する移行類型等についての助言を行なうなど、適切な対応を行ないます。

【中間年度（令和 4 年度）に見直しを実施】

(2) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

- ・保育所と小学校との交流活動や、小学校入学予定者に対する幼稚園・保育所と小学校間での連絡会の実施により、就学へのスムーズな移行を行ない、質の高い幼児教育と保育の一体的な提供を推進します。
- ・各種事業者、保護者及び行政等による情報交換や推進方策等の研究推進を行なうなど、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供に努めます。
- ・保育士の専門性向上と質の高い人材を確保するという観点から、保育士および市内の認可外保育施設、私立幼稚園、届出保育施設の職員を対象に市が主催となって研修会を実施し、保育の質の向上を図ります。
- ・年に 1 回、認可保育所に対して、施設の設備や運営に関する基準が守られているかどうか指導監査を実施し、適正な運営の確保に努めています。また、認可保育所の自己評価については、指導監査の際に適切に評価ができているか確認を行なっています。
- ・国の公定価格に基づいた保育士の処遇改善を推進し、保育士の確保に努めます。
- ・保育の質をより一層高めていくため、市におけるガイドラインの作成等について調査研究を行ないます。



7 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 本市では共働き世帯や核家族世帯の増加等により保育を必要とする就学前児童が増加し、特に3歳未満児を中心に待機児童解消が発生しています。また、令和元年10月より幼児教育・保育無償化が開始されたことから、今後さらに保育ニーズが高まる可能性が考えられます。
- 年度途中の入所申し込み（2次利用調整）を利用した場合、育児休業明けに新生児の入所を受け入れすることが難しくなっています。

【事業及び取り組み】

- 育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要です。これに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、必要な支援を行ないます。

8 外国につながる幼児への支援・配慮

- 国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などのいわゆる外国につながる幼児の増加が見込まれています。そのような幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるように、本市では、住民の動向を注視し、在住状況や出身地域等を踏まえた柔軟な対応を検討します。

9 子育てのための施設等給付の円滑な実施の確保

- 子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担や利便性等を勘案しつつ、給付方法について今後検討を行なっていきます。

10 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

- ・本市における児童虐待の相談件数は、年々増加傾向となっています。また、全国的にも重篤な虐待事件が発生しており、社会問題にもなっています。
- ・子ども家庭総合支援拠点設置に向けては、児童福祉司などの専門職の人材確保、年々増加する相談件数に対し対応する職員不足、相談室の場所がわかりにくく利用しにくいことなどが課題となっています。
- ・今後は、児童福祉法改正等を踏まえた既存の事業の推進とともに、本市の児童虐待防止に向けた体制の整備と専門性の強化が必要です。

【家庭児童相談室相談件数】

(人)			
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
223	572	660	706

資料：太宰府市子育て支援センター

【事業及び取り組み内容】

事業及び、取り組み	内容
関係機関等との連携	児童虐待の早期発見のため、太宰府市要保護児童対策地域協議会を含めた関係機関との連携を図るとともに、要保護児童に関する通告義務等、児童虐待防止について市民への啓発に努めます。
保育の必要性がある児童への適切な保護	要保護児童に対して、適切な保護が行われるように保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関の連携を図ります。
里親制度の啓発	県や児童相談所等との連携により、家庭環境に恵まれない子どものための里親制度の啓発に努めます。
乳幼児全戸訪問事業（再掲）	生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に、保健師・助産師・保育士が訪問し、保護者の健康状態、乳児の発育・疾病予防等について指導助言を実施します。また、状況に応じて子育てに関する情報提供を行ない、必要なサービスにつなぐ事業です。
養育支援訪問事業（再掲）	母子健康手帳の交付や乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、二十歳未満の養育者・産後うつ・育児ノイローゼなど、妊娠や子育てに対して不安を抱えている人や周囲からの支援が得にくい世帯、支援を必要とする妊婦や世帯に対して、助産師・保健師・保育士が訪問し、相談や支援を行なう事業です。



(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

- 本市におけるひとり親家庭は、母子家庭、父子家庭ともにやや増加傾向で推移しています。
- ひとり親家庭の自立支援については、各種事業の利用に際して配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して都道府県等が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育てと生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を 4 本柱として総合的な自立支援を推進します。
- 平成 29 年度からは、ひとり親家庭等日常生活支援事業や、ひとり親家庭等学習支援事業（県事業）が実施され、取り組みが進められています。

【事業及び取り組み内容】

事業及び、取り組み	内容
児童扶養手当支給	母子・父子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進することを目的に、父（母）と生計を同じくしていない児童について手当を支給します。
ひとり親家庭等医療支給	ひとり親家庭の父・母・児童の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、保健医療費の助成を行ないます。
高等職業訓練促進給付	母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給します。
自立支援教育訓練給付	母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的として、母子家庭の母及び父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給します。
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給します。
児童扶養手当受給者に対する JR 通勤定期の割引制度	児童扶養手当の支給を受けている世帯の人が、JR の通勤定期乗車券を購入する場合に定期券の割引（3 割）を行ないます。
ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、修学等や病気などの事由により、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣等を行ないます。
各関係団体との連携強化	主任児童委員を中心に、民生委員・児童委員等の関係団体の連携を強化し、地域の相談機能の充実を図ります。

(3) 障がい児施策の充実等

- 本市における18歳以下の障がい者手帳の所持者数及び障がい児通所支援の利用者数は、増加傾向にあります。
- 自立支援医療の給付や児童通所支援等の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の取り組みを推進し、障がいや発達の遅れ等により支援が必要な子どもとその家族に対する支援の充実に努めます。
- 支援が必要な子どもの個々の特性に応じた支援を行うために、幼稚園教諭や保育士等の資質の向上を図りながら、適切な支援の充実に努めます。
- 認可保育所における、障がい等により特別な支援が必要な子どもの保育の充実に努めます。

【事業及び取り組み内容】

事業及び、取り組み	内容
自立支援医療（育成医療）の給付	身体に障がいをもつ18歳未満の子どもの、障がいを除去・軽減するための医療費を給付します。
障がい児通所支援事業	障がい児の日常生活における基本的な動作の訓練や生活能力の向上に必要な訓練、集団生活における専門的な適応訓練等を提供します。
子ども発達相談事業	子ども発達相談室（きらきらルーム）において、就学前の子ども発達の不安や悩みについての相談・支援を行います。
母子保健事業、子ども発達相談事業及び保育・教育活動との連携強化	連携強化に努め、発達上の問題や支援の必要性に早く気づき、早期に適切な生活支援につなぎます。
関係機関等との連携	保健、医療、福祉、療育相談室、学校、保育園、幼稚園等の関係機関と連携し、子どもの発達段階に応じた療育・教育についての相談及び支援の充実に努めます。
経済的援助について周知	障がいの状態に応じて、特別児童扶養手当、障がい児福祉手当等の経済的支援についての周知を図ります。
障がい児保育事業	特別な支援が必要な子どもを受け入れる保育施設への保育士加配について支援を行いません。
保育士等の資質・専門性の向上支援	個々の特性に応じた支援を行うために、幼稚園教諭や保育士等の資質の向上を図りながら、適切な支援の充実に努めます。

第4章 新・放課後子ども総合プランに基づく 太宰府市行動計画



1 概要

本章においては、新・放課後子ども総合プランに基づき、本市の行動計画として、放課後児童クラブ及び、放課後子ども教室に特化した「太宰府市放課後子ども総合プラン」として定めるものとします。

国において、共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点等から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成30年9月「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

保育所等を利用する共働き家庭等が、児童の小学校就学後においても安全・安心な放課後等の居場所を確保するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごせ、多様な体験・活動を行なうことができるよう、放課後児童クラブおよび放課後子供教室の計画的な整備等を進めるために策定するものです。

2 プランの内容

(1) 放課後児童クラブについて（再掲）

【事業内容】

- ・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に専用施設や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び、及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【実施状況】

- ・本市には令和4年度現在、市内7小学校全てにおいて設置されており、18箇所（合計定員900人）で運営を行なっています。また、運営に関しては、指定管理者制度を導入しています。
- ・近年の入所希望者は、特に、低学年（1～3年生）における高いニーズと、高学年になっても在籍する傾向があります。
- ・通年の利用においては、一部の小学校で申込者数が増加しています。また、夏休みなど長期休み期間中は入所希望者が一気に増大するため、臨時的に空き教室を利用し定員を確保しています。
- ・学校施設の活用については、学校現場における特別支援学級の増加などにより、今後は教室の借用が困難な状況です。

【中間年度（令和4年度）に見直しを実施】

【量の見込みと確保の内容】

(再掲)

(単位：人)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	851	742	805	850	837	794
1年生	278	248	288	297	293	277
2年生	268	221	218	281	277	262
3年生	178	172	172	187	184	175
4年生	84	76	87	62	60	58
5年生	31	22	30	15	15	14
6年生	12	3	10	8	8	8
B. 提供数(定員)		860	900	900	900	900
差(B-A)		118	95	50	63	106

【確保の方策】

- ・太宰府市では現在、入所受付期限内における通年入所者の待機児童は発生していませんが、ニーズ量は増加傾向で推移しています。また、定員確保に向け、図工室、生活科室、ランチルーム、多目的室や余裕教室などの学校施設の活用について、市長部局と教育委員会との連携を図ります。
- ・老朽化している施設については、計画的な建て替えを検討し、ニーズに即した定員確保に努めます。

【中間年度(令和4年度)に見直しを実施】



(2) 一体型の放課後子ども教室及び、放課後児童クラブについて

- ・新・放課後子ども総合プランでは、小学校内に放課後児童クラブの事業を実施し、さらに放課後児童クラブとは異なる放課後子ども教室を、放課後等に一時的に使用していない特別活動室等を活動場所として事業を実施する、いわゆる一体型事業の計画的な整備を主として進めていくこととしています。
- ・本市には令和元年度現在、放課後児童クラブが市内7小学校全てにおいて設置されています。放課後子ども教室は未実施であるため、放課後子ども教室及び放課後児童クラブを一体的に実施している箇所はありません。

【実施計画】

(単位：箇所)	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校数	7	7	7	7	7	7
一体型にて実施校数	0	1	2	3	5	7
設置割合	0.0%	14.2%	28.6%	42.9%	71.4%	100.0%

【確保の方策】

- ・本計画初年度の令和2年度は市内1校を選定し、放課後子ども教室を学校や地域の実態に応じたスタイルでモデル的に実施し、今後は、放課後子ども教室の実施校を増やす取り組みを行います。
- ・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的事業を実施する際の共通プログラムを企画するためには、放課後児童クラブの指導員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携・協力することが重要です。このため、必要に応じて、学校区ごとに学校関係者を含めた検討会を開催し、連携・協力体制の整備を図ります。その際、放課後子ども教室のコーディネーターが中心となり、プログラムを立案し、放課後児童クラブの指導員が補佐する形式とすることを基本としますが、各学校区の事情に合わせ対応していくこととします。
- ・プログラムや人員配置については、児童の安全に十分配慮します。

(3) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

- ・少人数学級を進めていくことや、特別支援学級の新設予定などにより、今後放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における余裕教室の利用は非常に困難な状況となっています。
- ・放課後子ども教室の実施にあたっては、学校の教育活動に支障のない範囲において、普通教室、特別教室、体育館、校庭、図書館等を利用し活動を進めていきます。
- ・放課後児童クラブにおける余裕教室の利用にあたっては、市長部局と教育委員会、関係者等で協議を行ない、円滑な利用を図ります。

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

- ・放課後児童クラブの実施主体事務局である健康福祉部保育児童課及び、放課後子ども教室の実施主体である教育部社会教育課と定期的な打合せを設定し、実施状況や課題等の情報を常に共有し、事業検証や課題解決に対応していきます。
- ・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施にあたり、事故等があった場合は、それぞれの実施主体が中心となり対応します。
- ・総合教育会議を活用し、本市としての総合的な放課後対策について協議・検討を行ないます。

(5) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

- ・学校、保護者、コーディネーター、実施主体等で協議・連携し、参加しやすい事業内容や環境の整備の検討を行ないます。

(6) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み

- ・本市の全箇所における放課後児童クラブの開所時間は、放課後から午後 5 時までとなっており、午後 6 時まで開所時間の延長を行なっています。
- ・今後、取り組みの強化を実施しながら、利用する保護者のニーズに合った開所時間の設定を検討します。



(7) 各放課後児童クラブが、(2)に記載した放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

- 放課後児童支援員等の資質向上のための研修等の充実を検討します。

(8) (2)に掲げた放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

- 市のホームページや広報紙による周知を継続するとともに、放課後子ども教室検討会等を通じて学校や地域などとの連携を深めていくよう推進していきます。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進に向けた3つの連携

本計画の実現に向けては、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

(1) 市内における関係者の連携と協働

質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行なうにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行なう者、その他の子ども・子育て支援を行なう者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行なう者及び地域子ども・子育て支援事業を行なう者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行なうことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

(2) 近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取り組みを推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行ないます。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

(3) 国・県との連携

子ども・子育て支援制度により、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行なうとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行なう本市の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行なうこととなっていることから、国・県との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。



2 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、市民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、県や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

(1) 行政の役割

本市は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進のため、行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行なうとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が効率的に提供されるよう、体制の確保に努めます。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行なうよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

(3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

(4) 企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「生きる力」を育むためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

資料編

1 太宰府市第2期子ども・子育て支援事業計画策定の経緯

年度	期 日	内 容
平成30年度	平成30年 10月12日(金)	第13回「太宰府市子ども・子育て会議」の実施 ○太宰府市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ○平成30年度保育所等整備状況および家庭的保育事業の認可について ○第二期子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて
	11月1日～ 11月14日まで	子育てに関するニーズ調査の実施
	平成31年 3月26日(火)	第14回「太宰府市子ども・子育て会議」の実施 ○アンケート調査集計結果報告について ○平成31年度認可保育所及び学童保育所入所申込み状況について
令和元年度	令和元年 9月9日(金)	第15回「太宰府市子ども・子育て会議」の実施 ○子ども・子育て支援事業計画における「ニーズ量の見込み」について
	11月11日(月)	第16回「太宰府市子ども・子育て会議」の実施 ○ニーズ量の見込み修正案について ○第2期子ども・子育て支援事業計画素案について
	12月23日(月)	第17回「太宰府市子ども・子育て会議」の実施 ○第2期子ども・子育て支援事業計画素案の修正について ○パブリックコメントの実施について ○令和元年度保育所等整備状況および家庭的保育事業の認可について
	令和2年	1月14日～ 2月14日まで
3月11日(水)		第18回「太宰府市子ども・子育て会議」の実施 ○第2期子ども・子育て支援事業計画(素案)について ○令和2年度認可保育所及び学童保育所入所申込み状況について



年度	期 日		内 容
令和2年度	令和2年	10月27日(火)	○太宰府市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
	令和3年	3月22日(月)	○令和3年度認可保育所及び学童保育所入所決定状況について ○令和2年度保育所等整備状況について
令和3年度	令和3年	9月17日(金)	○太宰府市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ○令和3年度保育所等整備状況について
	令和4年	1月11日(火)	○小規模保育事業所の認可について ○認可保育所の認定こども園への移行認定申請について

【中間年度（令和4年度）に見直しを実施】

2 太宰府市子ども・子育て会議規則

平成 25 年 12 月 25 日

規則第 52 号

改正 平成 26 年 3 月 31 日規則第 14 号

改正 平成 29 年 3 月 31 日規則第 20 号

改正 令和 4 年 4 月 22 日規則第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例(昭和 60 年条例第 17 号)の規定に基づき、太宰府市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項各号に掲げる事項について調査審議すること。

(2) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、13 人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係機関の職員
- (2) 関係団体の代表
- (3) 識見を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員は、任期中であっても、その本来の職を離れ、又は資格を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又

は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部保育児童課において処理する。

(平 26 規則 14・平 29 規則 20・一部改正)

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年規則第 14 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年規則第 20 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年規則第 36 号)

この規則は、公布の日から施行する。



3 太宰府市子ども・子育て会議委員名簿

選出区分	任 期			所 属
	H30.9.1～ H2.8.31	R2.9.1～ R4.8.31	R4.9.1～ R6.8.31	
関係機関の職員	岡野 壽美	岡野 壽美 (肘井 俊広)	肘井 俊広	小学校校長
関係団体の代表	古賀 茂一	三輪 貴代	三輪 貴代	自治協議会
	杉本 幸枝	杉本 幸枝	杉本 幸枝	社会教育委員の会
	藤本 史子	藤本 史子	藤本 史子	子育て支援団体
識見を有する者	岩渕 善道	岩渕 善道	岩渕 善道	保育園長
	竹内 英次	竹内 英次	竹内 英次	幼稚園長
	松野 勝典	松野 勝典	松野 勝典	筑紫医師会
	伊藤 絹子	伊藤 絹子	伊藤 絹子	主任児童委員
	原 陽一郎	原 陽一郎	原 陽一郎	大学・短期大学教授等
その他市長が適 当と認める者	井岡 恒一郎	井岡 恒一郎	武下 陽子	保育所保護者代表
	金子 裕子 (村上 愛子)	後藤 智子	後藤 智子	幼稚園保護者代表
	岩崎 麻里子	岩崎 麻里子	岩崎 麻里子	学童保育所保護者代表

* () 内は、前任者の残任期間就任した委員氏名。

【中間年度（令和4年度）に見直しを実施】

4 子ども・子育て支援制度に関する用語定義

	用 語	定 義
1	子ども・子育て関連 3 法	①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	5 年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第 61 条）
3	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、町長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項で定める町長の付属機関）。
4	幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第 2 条） ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満 3 歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。
5	子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行なう者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第 7 条）
6	教育・保育施設	認定こども園法第 2 条第 6 項に規定する認定こども園、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園及び児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。（法第 7 条）
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第 11 条）
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第 27 条）
9	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第 7 条）



	用語	定義
10	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（法第 11 条）
11	特定地域型・保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。（法第 29、43 条）
12	小規模保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業。（法第 7 条）
13	家庭的保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 5 人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第 7 条）
14	居宅訪問型・保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第 7 条）
15	事業所内保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第 7 条）
16	保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第 19 条）</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 号認定子ども：満 3 歳以上の学校教育のみの就学前の子ども ・ 2 号認定子ども：満 3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども ・ 3 号認定子ども：満 3 歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
17	「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1 号認定子ども、2 号認定子ども、3 号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（法第 31 条）</p> <p>※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。</p>
18	施設等利用給付	幼稚園、特別支援学校や預かり保育事業、認可外保育施設等への給付。（法第 30 条）
19	地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第 59 条）

第 2 期太宰府市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和 2 年 3 月

編集・発行 太宰府市 健康福祉部 保育児童課
〒818-0198
福岡県太宰府市観世音寺一丁目 1 番 1 号
TEL : 092-921-2121
FAX : 092-921-3667